

新庄墓園・青山墓園の指定管理者への対応について

平成 25 年 11 月 25 日

保 健 福 祉 部

1 概要

新庄墓園・青山墓園について、平成 18 年度から㈱北東北開発（代表取締役 〇〇〇〇）を指定管理者に指定して管理運営を行ってきたが、今般、指定管理者が、墓地使用者の墓石の設置に際し、特定の墓石業者の紹介などの公平性を損ねる行為を行ったことが確認された。盛岡市新庄墓園・青山墓園の管理運営に関する基本協定に違反していること及び度重なる市の事情聴取に対し虚偽の報告をしてきたことは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項で規定する指定の取消事由に該当することから、聴聞会を開催し、㈱北東北開発からの聴聞を経た上で、平成 25 年 11 月 30 日をもって指定を取り消す予定としたので報告する。

2 経緯

○平成 18 年 4 月 1 日

㈱北東北開発による指定管理が開始（平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間）。

○平成 19 年 3 月

市議会定例会予算審査特別委員会で新庄墓園の指定管理業務の公平性の確保について質問があった。

○平成 20 年 7 月

上記指摘を受け、次期指定管理者の公募に当たり、指定管理業務以外の業務の目的をもって墓地使用者等に連絡等の接触を持つことを禁止する条項を協定書の仕様書に盛り込んだ。

○平成 21 年 4 月 1 日

㈱北東北開発による指定管理を更新（平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間）。

○平成 22 年 6 月 9 日

盛岡石材加工組合から市に対して、指定管理者が墓石を販売している疑いがあるので調査して欲しいなどの要望があった。

○平成 22 年 7 月 5 日

上記要望を受け指定管理者から事情を確認したところ、指摘されたことは行っていないとの回答を得たことから、その旨回答するとともに具体的な情報があつたら提供いただきたい旨を組合に依頼した。

○平成 24 年 4 月 26 日

A石材店から、墓地の使用の申込に行った人が、指定管理者から特定の墓石業者を紹介されたと話しているとの情報が寄せられた。

上記情報提供を受け指定管理者から事情を確認したところ、指定管理者は特定の墓石業者の紹介はしていないとの回答を得、その旨A石材店に回答した。

○平成 25 年 6 月 20 日

A石材店から、指定管理者から墓石設置を全部やってやると持ちかけられたと話している方（B氏）及び指定管理者に墓石の設置を頼んだと話している方（C氏）がいること、指定管理者が、自らと密接な繋がりがあると思われる会社（以下「D社」という。）を墓地使用者に紹介し、当該業者に墓石を設置させているとの情報が寄せられ、調査の上回答することとした。

○平成 25 年 7～8 月

上記情報に基づき調査した結果は次のとおり。

- ① B氏は、平成 24 年に指定管理者から全部うちでやってやると持ちかけられたが断ったと回答した。C氏は、平成 21 年に指定管理者に墓石の設置について依頼し、指定管理者に墓石代金を渡したが、実際の施工者が誰なのかは分からないと回答した。
- ② 指定管理者に上記内容を確認したところ、墓石業者の紹介や墓石の販売を申し出たことはないこと、平成 21 年から 22 年にかけて墓地使用者から依頼されて墓石業者を紹介したことが 2～3 件あるが、自ら利益を得たことはないこと、自分及び親族は、D社の役員等ではないとの回答を得た。
- ③ 墓標等設置許可申請書を調べたところ、D社が墓石業者となっているものはないことを確認した。
- ④ 盛岡地方法務局管内にD社の法人登記がないことを確認した。また、D社が使用している車両のナンバーから車両の所有者を調べようとしたが、個人情報保護の関係から確認することができなかった。

○平成 25 年 8 月 29 日

A石材店から、D社が施工したと思われる墓石があるとの具体的な情報提供があり、調査の上回答することとした。

○平成 25 年 9 月上旬～中旬

上記の墓石について調査し、墓標等設置許可申請書に記載のあった墓石業者に照会したところ、いずれも自社で施工したとの回答を得た。

○平成 25 年 10 月 2 日

これまでの調査結果を踏まえ、指定管理者に対する行政処分について顧問弁護士に相談した。顧問弁護士からは、「指定管理者が市との協定に違反する行為を行っているものの、取消処分を行う場合は余程の違反行為が条件になる。今般については、特定の業者を紹介して手数料を取るなどの不当な利益を得ているものではないため、直ちに指定を取り消すのではなく、改善を指示し、改善が見られなければ処分するのが妥当である。」

との助言を得た。

○平成 25 年 10 月 10 日

顧問弁護士の助言を踏まえ、指定管理者に対し、協定を遵守するよう、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき文書で指示した。

○平成 25 年 10 月 31 日

A 石材店から再度、D 社が施工したと思われる墓石があるとの具体的な情報提供があり、調査の上回答することとした。

○平成 25 年 11 月上旬

上記の墓石について調査し、墓標等設置許可申請書に記載のあった墓石業者に照会したところ、いずれも自社で施工したとの回答を得た。なお、自社で施工したが、工事の一部を指定管理者の親族に発注したことがあったとの回答もあった。

○平成 25 年 11 月 15 日

墓地使用者 E 氏から、平成 21 年に指定管理者に墓石を設置してもらったとの連絡があり、お会いして事情を伺うこととした。

○平成 25 年 11 月 16 日

墓地使用者 E 氏から、平成 21 年に指定管理者から墓石の購入を持ちかけられ、墓石設置を依頼したとの回答があり、D 社のストーンアドバイザーを名乗る佐々木一男氏の名刺と、D 社が発行した墓石購入代金の領収書を確認した。

指定管理者に上記事実を示して確認したところ、自ら特定の墓石業者の紹介や販売を申し出たことはないが、平成 21 年から 22 年にかけて、D 社の名前で墓石を販売したことが 2～3 件あると回答した。なお、D 社の所在地については言えないとの回答であった。

3 指定管理者に対する処分

(1) 処分の内容

新庄墓園・青山墓園の指定管理者の指定を取り消すものとする。処分は、聴聞を経た上で、平成 25 年 11 月 30 日付けで実施する予定。

(2) 処分の理由

指定管理者が、特定の墓石業者の紹介などの公平性を損ねる行為をし、指定管理業務以外の業務の目的をもって、墓地使用者等の意に反して又は本人の自発的意思を受けることなく接触したことは、盛岡市新庄墓園・青山墓園基本協定に違反していること及び市に対し虚偽の報告をしてきたことは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項で規定する指定の取消事由である「当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき」に該当することによる。

4 原因

基本協定書遵守に係る市のチェック体制や協定違反を抑止する仕組みが不十分であったことなどが考えられるが、今後さらに分析検討を行う。

5 今後の対応

原因の検討結果を踏まえ、適切な措置を講ずることとするが、現在の指定管理者の指定取消し後からそれまでの間は、直営で管理運営を行うこととする。

参考

○地方自治法第 244 条の 2

- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○盛岡市新庄墓園・青山墓園基本協定書の仕様書

3 墓園の特殊事情

(3) 公共墓園としての制約

墓石等を設置する場合、形状等に制約があり、特に新庄墓園の芝生墓地では厳しい条件がつけられている。常に施設内を点検し、規格外の設備を設置することを防ぎ、また設置を発見した場合、撤去、改善を指導しなければならない。

また、墓石の設置に際し、特定の墓石業者の紹介などの公平性を損ねる行為をしてはならない。特に墓園の指定管理業務（市が認める自主事業を含む。）以外の業務の目的をもって、区画の使用許可を受けている者及び墓園を訪れた者に対して、当該本人の意に反して又はあらかじめ依頼、申出その他本人の自発的意思を受けることなく、連絡、通信、訪問、勧誘その他の接触を持ってはならない。